

周南市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について

周南市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年12月1日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

周南市職員退職手当支給条例（平成15年周南市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に改める。

第15条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の周南市職員退職手当支給条例の規定は、平成27年10月1日から適用する。ただし、第15条第4項の改正規定は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

(参 考)

周南市職員退職手当支給条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち傷病（<u>地方公務員等共済組合法</u>（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第10条の2第11項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第14条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第7条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止</p>	<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち傷病（<u>厚生年金保険法</u>（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第10条の2第11項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第14条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第7条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定め</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止</p>

現行	改正案
<p>める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</u></p> <p>5～10 （略）</p>	<p>める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</u></p> <p>5～10 （略）</p>